第二十号様式別表二（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙五十　挿入］

第20号様式別表２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の８第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の８第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、法第321条の８第６項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

第二十号様式別表二（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十九　挿入］

第20号様式別表２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前９年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の８第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の８第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.4（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とする。）を、法第321条の８第６項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。